

定 款

令和7年4月1日 決議・作成

これは現行定款に相違ない
一般社団法人 薬局DX推進コンソーシアム
代表理事 狭間研至

一般社団法人薬局DX推進コンソーシアム 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人薬局DX推進コンソーシアムと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市北区天神橋一丁目9番5号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、薬局が、機械化、ロボット化およびICT化することなどを活用することにより、薬局利用者など（以下単に「利用者」という）に対して専門的サービスを提供し、薬局が医療提携施設として適切に機能する社会を目指し、そのために必要な情報交換や共同実証事業を行い、様々な制度構築に貢献する事業の実施を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 調剤の外部委託に関わる事業全般
- 2 電子処方箋、オンライン診療・服薬指導に関わる事業全般
- 3 一般用医薬品販売に関わる事業全般
- 4 医療DXに関わる取組
- 5 医療の新制度提案に関わる取組
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は官報に掲載する方法で行う。

第2章 社 員

(会員および社員)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 代議員

当法人の設立時社員および本定款第11条の定めにより囑託された法人もしくは団体または個人

(2) 合議員

当法人設立時から運営に関与協力する法人もしくは団体または個人

(3) 正会員

当法人の目的に賛同し入会した法人もしくは団体または個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は理事会において別に定めるところにより入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は理事会において別に定める基準により理事会においてその可否を決定しこれをその者に通知する。

3 法人または団体にあつては法人または団体の代表としてその権利を行使する1人の者を定め理事長に届け出なければならない。

4 前項の代表者を変更した場合は速やかに変更した旨を理事長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 会員は当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として別に定める額を支払うものとする。

2 既納付の会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは代議員の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を3ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 全代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡または解散もしくは破産したとき。

第3章 社員総会 [代議員総会]

(代議員の選出)

第11条 当法人の代議員（設立時社員を除く）は原則として、合議員、正会員の中から選出するものとし、理事または合議員の推薦により理事会の承認を得て理事長が囑託する。

(代議員の定数)

第12条 代議員の定数は6議員未満とし、必要に応じ定時代議員総会にて定数を見直すものとする。

(代議員の任期)

第13条 代議員（設立時社員を除く）の任期は、囑託後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし再囑託を妨げない。

2 補欠として囑託または追加囑託された代議員の任期は、前任者または先行し就任した代議員の任期の終了する時までとする。

3 代議員が会員としての資格を喪失したときは代議員資格も喪失するものとする。

(社員総会および種別)

第14条 社員総会は代議員をもって構成し、当法人においては代議員総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

2 当法人の代議員総会は定時代議員総会および臨時代議員総会の2種とし、当法人の運営・業務につき審議・議決する。

(開催)

第15条 定時代議員総会は毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時代議員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事からの招集請求または招集があったとき。

(4) 議決権の5分の1以上の議決権をもって代議員は連名によって理事長に対し、代議員総会の目的である事項および招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(代議員総会の決議事項)

第16条 代議員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、役員職務および報酬の決定
- (7) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(招集)

第17条 代議員総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、定款の規定に従い臨時代議員総会開催の請求を受けたときは、その日から30日以内に招集しなければならない。
- 3 代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。
- 4 代議員総会は、代議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 代議員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長、およびそれに準ずるものを議長とする。

(議決権)

第19条 代議員総会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決議と定足数)

第20条 代議員総会は代議員総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 代議員総会の議事は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(表決権等)

第21条 やむを得ない理由のため代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子的方法をもって表決し、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した代議員は、代議員総会に出席したものとみなす。

(代議員総会の決議の省略)

第22条 代議員総会の決議事項について代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該決議事項を可決する旨の代議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、理事長が記名、押印するものとする。ただし理事長が欠席した場合は、理事長に代わり議長となった者が記名押印するものとする。

(代議員総会への報告の省略)

第24条 理事が代議員の全員に対して代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を代議員総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の代議員総会への報告があったものとみなす。

第4章 役員等

(役員を設置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし副理事長および専務理事をそれぞれ1名置くことができる。
- 3 理事長以外の理事のうち、副理事長および専務理事を業務執行理事とする。
- 4 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事および監事は、理事会が候補者を推薦し代議員総会において選任する。

- 2 役職者は理事会において選定する。
- 3 監事は当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(職務)

第27条 理事は理事会を構成し法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は法令およびこの定款で定めるところにより当法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐して当法人の業務を掌理し理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し当法人の業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任または追加選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事または監事は、定款で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事または監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

- 2 役職者は理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員報酬は、これを無報酬とする。

- 2 理事会の決議を経て認められた費用に関しては、その職務を執行するために役員が要した額を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事および監事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長および専務理事の選定および解職

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項および招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前二項の規定にかかわらず、理事もしくは監事から招集の請求があったとき理事長は理事会を招集しなければならない。

4 理事長は理事会の日の7日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議と定足数)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事会の決議事項について、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長および監事が記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠席した場合は、理事長に代わり、出席した理事全員が記名押印するものとする。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、理事長の職務執行の状況報告については、適用しない。

第6章 会員総会

(会員総会)

第41条 会員総会は、会員をもって構成し、年1回理事長がこれを招集する。

2 会員総会の議長は、理事長とする。

3 次の事項については、代議員総会で決議のうえ、会員総会に報告する。

- (1) 定款等の変更
- (2) 役員等の任免
- (3) 事業報告および決算報告
- (4) 事業計画および予算
- (5) その他当法人の運営に関する重要な事項

第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告および決算)

第43条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時代議員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表および損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 定款および社員名簿

(剰余金)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の取り扱いが代議員総会で審議し決定する。

第9章 基金

(基金の拠出)

第48条 当法人は、会員または第三者に対し基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第49条 基金の募集、割り当ておよび払い込み等の手続きについては、理事会の決議を経て理事長が定める。

(基金の拠出者の権利)

第50条 設立時社員によって拠出された基金および設立後に第三者によって拠出された基金は、当該基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第51条 基金の返還は、定時代議員総会の決議によって行う。ただし、当該定時代議員総会において承認を受けた、貸借対照表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合に限り、その超過額を返還の限度額として、次年度の定時代議員総会の日の前日までの期間に限り、返還できるものとする。

(代替基金の積み立て)

第52条 基金の返還を行う場合に備え、当法人にて適宜、返還する基金に相当する額を代替基金として準備するものとする。

第10章 寄附金

(寄附金)

第53条 当法人は理事会の決議により会員または第三者から寄附金を募り受領することができる。

- 2 当法人は理事会の承認により会員または第三者からの寄附金を收受することができる。
- 3 寄附金の募集、收受については理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 委任

(委任)

第54条 この定款に記載されたもののほか、当法人の運営に関する以下の事項は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 基金の募集

基金の募集事項の決定、割り当ておよび払い込み等の手続きについては、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。基金取り扱い規程を作成したときは、会員が閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(2) 会計の管理

会計は、理事長が管理する。会計管理の方法については、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。会計管理規程を作成したときは会員が閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(3) 事務局及び委員会の組織並びに運営

事務局および委員会の組織および運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が

その都度定める。事務局および委員運営規程を作成したときは、会員が閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

- (4) その他、本定款に定めのない当法人運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

第12章 事務局および委員会

(設置等)

第55条 理事長が行うべき当法人業務の遂行機関として事務局および委員会を置く。

- 2 事務局および委員会は理事長の指揮命令に従い必要な業務を行うものとする。理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、理事長に準ずる理事が事務局および委員会を指揮命令する。
- 3 事務局および委員会の人事は任命・解職を含め理事会の決議を経て理事長が決定する。
- 4 事務局および委員会の任務および処遇は理事会の決議を経て理事長が定める。
- 5 事務局および委員会は当法人業務の遂行のため、理事長の承認を受けた範囲において、物品購入、外注・顧問先の選定、必要経費の支出を行う。ただし、軽微な費用の支出の意思決定については、理事長は事務局長および委員長に委任するものとする。

(備え付け書類および帳簿)

第56条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員の名簿、理事、監事および事務局職員の名簿並びに履歴書
- (3) 登記に関する書類
- (4) 会議の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) その他必要な帳簿および書類